平成２４年（再イ）第７５号
兵庫県芦屋市翠ヶ丘町16番16―604号
再生債務者　濱田　哲生
1　決議に付する再生計画案　平成24年11月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成24年12月25日
3　再生計画案に対する回答期間　平成24年12月25日まで
平成24年12月３日　神戸地方裁判所尼崎支部

平成２４年（再イ）第１４号
青森県十和田市元町東５丁目12番５号　ムツミハイムＡ102号
再生債務者　小林　和美
1　決議に付する再生計画案　平成24年11月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年１月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年１月４日まで
平成24年12月４日
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（再イ）第１７号
山口県周南市大字小松原1113番地の４
再生債務者　村上　和秀
1　決議に付する再生計画案　平成24年11月29日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成25年１月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成25年１月11日まで
平成24年12月４日　山口地方裁判所周南支部

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第７１８号
千葉県佐倉市山崎183―２―102
再生債務者　細谷　好美
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成24年12月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再イ）第８号
福岡県田川郡糸田町381番地８
再生債務者　岩﨑トキ子
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成24年12月３日　福岡地方裁判所田川支部

平成２４年（再イ）第２５７号
北海道江別市東野幌町５番地の３
再生債務者　八戸　克仁
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成24年12月４日
札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１０１０５号
東京都清瀬市元町２―12―28
再生債務者　鈴木　寿武
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月15日から平成25年２月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１９号
堺市中区新家町645番地27
再生債務者　奥田　健二
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月７日から平成25年１月21日まで
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２４年（再ロ）第２号
岩手県一関市東山町長坂字柴宿７番地91
再生債務者　千葉　　浩
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月７日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月18日から平成25年２月１日まで
盛岡地方裁判所一関支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第１００４２号
東京都葛飾区奥戸２―19―17
再生債務者　岸井　徳雄
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年12月17日まで
平成24年12月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１００４３号
東京都葛飾区奥戸２―19―17
再生債務者　岸井　智江
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年10月12日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成24年12月17日まで
平成24年12月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再ロ）第１号
秋田県能代市浅内字黒岡35番地
再生債務者　木元　　光
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年11月７日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年１月４日まで
平成24年12月４日　秋田地方裁判所能代支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第２号
静岡県浜松市東区半田山６丁目２番14号
再生債務者　木藤　博志
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月３日
静岡地方裁判所浜松支部再生係

平成２４年（再ロ）第１１号
京都市左京区一乗寺才形町14番地４
再生債務者　山川　義人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月３日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２４年（再ロ）第１６号
横浜市戸塚区平戸３丁目39番13―211号
再生債務者　今井　利行
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成24年11月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成24年12月３日
横浜地方裁判所第３民事部

厚生年金基金変更公告

愛媛県トラック厚生年金基金の事務所の所在地に変更があったので、厚生年金保険法第116条及び厚生年金基金令第４条の規定により次のように公告します。
1．新事務所の所在地　愛媛県松山市井門町1081番地１
2．旧事務所の所在地　愛媛県松山市南江戸１丁目６番３号
3．変更年月日　平成24年12月１日
平成 24 年 12 月 12 日
愛媛県トラック厚生年金基金

会社公告

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する株式会社坪田（住所兵庫県神崎郡福崎町西治二番地六）に対して当社の養鶏事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年十二月三日
掲載頁　六十四頁（号外第二六一号）
平成二十四年十二月十二日
兵庫県姫路市夢前町前之庄字芦谷三六六四番地の七二　株式会社坪田養鶏場
代表取締役　田中　　温